様式第１号（第６条関係）

氏名　　（プレプリント）様
現住所　　（プレプリント）

発行日　　令和７年８月〇日

松浦市長　友田　吉泰

松浦市調整給付金（不足額給付分）支給確認書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和６年に支給した調整給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和６年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和６年分の推計所得税額又は令和６年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として１万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和６年の所得[redacted]のとおり、支給予定[redacted]

以下の内容を確[redacted]

審査の上、以下[redacted]

口座欄が空欄又は別の口座への振込みを希望する場合は、裏面に記入してください。

支給方法　　口座振込
支　給　日　　確認書を受理した日から２週間前後
支給口座　　〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000 （口座名義）
支　給　額　　〇〇万円
※空欄の場合や別の口座への振込を希望する場合には、、裏面で振込口座を選択してください。

（１）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和７年の所要額	令和６年分所得税分の控除不足額（①）		令和６年度分住民税所得割分の控除不足額（②）		控除不足額計（③）（①＋②）
	18000 円	＋	0 円	＝	18000 円
					⬇ 令和７年の所要額（④）（上記③を１万円単位に切上げ） 20000 万円

注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

支給額	令和７年の所要額（④）		調整給付金（当初給付分）支給額（令和６年）		**調整給付金（不足額給付分）支給額**
	20000 万円	－	10000 万円	＝	**10000 万円**

注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。

←この記載の対象となる者も少ないので、省略することも可能

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）[redacted]

６月２日現在の情報を基に記載しています。変更があれば朱書きで訂正してください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、松浦市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給[redacted]

【　私は給付金[redacted]

該当がある場合には☑を入れてください。

【誓約事項・確認事項】　※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 令和５年所得が少額で、令和６年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は**令和５年所得について未申告の方のみ**、該当する場合にチェック（レ）してください。

☐ 令和６年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和６年度分個人住民税所得割額の修正（非課税➡課税）がありました。
※調整給付金[redacted]

☐ 添付してい[redacted]

氏名、確認日、電話番号を記載してください。

上記記載内容に異議ありません。

氏名	松浦　太郎	確認日	令和	7	年	8	月	20	日	連絡先電話番号	0956-72-1111

裏面も必ずご確認ください

（２）給付金の振込先口座の変更等

表面上部の**口座欄が空欄**の場合や、**別の口座への振込みを希望**する場合には、以下**いずれか１つ**のチェック欄（□）にレを入れてください。

表面の口座欄が空欄又は別の口座への振込みを希望する場合のみ記入してください。

□　① **マイナポータル等で登録済みの申請**
（通帳等の写しは不要）
※マイナポータル等から公金受取

□　② **下記の現に使用している申請者名義**
□　水道料引落口座　　□　住
（希望する場合はいずれか１つをチェ
※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。

□　③ **下記の口座**への振込を希望します。
（通帳等の写しを２枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本･支店 本･支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号		店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1　　0　※			

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、松浦市役所総務課（0956-72-1111)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	（フリガナ） 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代　理　人　現　住　所
			男・女	明治･大正･昭和･平成 年　月　日	電話　（　）

上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）の（確認･請求／受給／確認･請求及び受給）を委任します。←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名

提出書類

送付前に該当箇所を必ずチェックしてください。

☑ **『調整給付金（不足額給付分）　支給確認書』(**
※　必要事項をご記入ください。
☑ 氏名、確認日、連絡先電話番号（
☑ 振込口座（一枚目裏面（一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入））

☑ **『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』**
※　確認者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）**を**2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください**。

☑ **『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』**
※「（2）給付金の振込先口座の変更等」で③をチェックした場合のみ添付してください。
※　**通帳やキャッシュカードの写し（コピー）**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を**2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください**。

□ **『源泉徴収票や確定申告書などの写し（コピー）』**
※　表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本人確認書類等貼付用紙

必ず貼付してください。

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか１つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

（２）の③に口座を記入した方は必ず貼付してください。

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

一枚目表面上部に記載の口座以外の口座で、「（２）給付金の振込先口座の変更等」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 一枚目表面上部に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座 未登録の方	マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。 「**公金受取口座**」の概要及び登録はこちら （公金受取口座制度とは） 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。 今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

（１）調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式で修正がある場合には貼付してください。

源泉徴収票や確定申告書などの写し